

●香川県告示第166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年5月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

| 指 定 年 月 日 | 事 業 所（ 施 設 ） の 名 称 及 び 所 在 地 | 事 業 者（ 開 設 者 ） の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 | サ ー ビ ス の 種 類 |
|-----------|---|--|--|
| 平成29年1月1日 | 坂出聖マルチン病院通所リ ハビリテーション 坂出市谷町1丁目4番68号 | 宗教法人カトリック聖ドミ ニコ宣教修道女会 愛媛県松山市永代町10番地 1 | 通所リハビリテー ション 介護予防通所リハ ビリテーション |
| 平成29年3月1日 | ケアセンター 星雲 坂出市室町3丁目1番5号 | 株式会社なおい企画 坂出市本町3丁目3番5号 | 居宅介護支援 |